

韓国 為替管理制度 資本取引 外國為替取引規程(抜粋)

外國為替取引規程(2024.6.28. 一部改正 企画財政部告示第2024-27号) (抜粋・ジェトロ仮訳)

第7章 資本取引

第1節 通則

第7-2条(申告などの例外取引)

次の各号の1に該当する資本取引をしようとする場合には申告などを要しない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 ただし書き削除>

1. 韓国銀行が外國為替業務として行う取引
2. 外國為替業務取扱機関が外國為替業務として行う取引および同外國為替業務取扱機関を取引相手として行う取引(第2章およびこの章で申告するように規定されている場合には申告した場合に限る) <企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
3. 両替所が第2章第4節の規定で定めるところにより両替業務として行う取引
- 3の2. 少額海外送金業者が第2章第5節の規定で定めるところにより少額海外送金業務として行う取引<企画財政部告示第2017-19号、2017.6.29. 新設>
- 3の3. その他専門外國為替業務を登録した者が第2章第6節の規定に定めるところにより、その他専門外國為替業務として行う取引<企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 新設>
4. 外國為替平衡基金が法・令およびこの規定により行う取引
5. 取引当事者の一方が申告などをした取引(ただし、申告人が定められた場合、該当申告人が申告などをした取引)<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>
6. 第7-46条第2項に従って申告した居住者が資金統合管理のために5,000万ドル以内で指定取引外國為替銀行を通じて非居住者と行う海外預金、金銭貸借、担保提供取引および外國為替銀行に対する担保提供<企画財政部告示第2017-19号、2017.6.29 改正>
7. この章による資本取引で取引1件当たりの支払いなどの金額(分割して支払いなどを行う場合にはそれぞれの支払いなどの金額を合算した金額をいい、以下本条において同じ)が5,000ドル以内である場合<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3 改正>
8. この章による資本取引で居住者(外国人居住者を除き、以下本条において同じ)の取引1件当たりの支払い金額が5,000ドル超過10万ドル以内であり、年間支払い累計金額が第4-3条第1項第1号カ目本文の金額を超過しない場合。ただし、支払いの際、第4-3条第3項の指定取引外國為替銀行の長から取引の内容に対する確認を受けなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>
9. この章による資本取引で居住者の取引1件当たりの領収金額が5,000ドル超過10万ドル以内であり、年間領収累計金額が10万ドルを超過しない場合。ただし、指定取引外國為替銀行の長から取引内容に対する確認を受けなければならない、第4-3条の手続きに従って領収しなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>

第7-3条(支払手続き)

①この章で別に定める場合を除き、居住者間の資本取引または行為による代金の支払いなどは、外国為替銀行を通じて支払い・受領しなければならない。ただし、1件当たりの支払い・受領金額が5千ドル以下の場合および次の各号の1に該当する場合にはこの限りでない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3. 改正>

1. 外国に滞在している居住者間の金銭貸借取引の場合
2. 特定保険事業者が国内の居住者と外貨建保険契約を締結する場合
3. 居住者が海外旅行経費の支払いに充てるために外国人居住者から対外支払手段の贈与を受ける場合。外国で発行された航空券、乗船券、旅客運賃船級通知書(P.T.A.)、航空券引換証を含む。
4. 居住者が他の居住者から資本市場及び金融投資業に関する法律による証券市場(以下、「証券市場」という)に上場された外貨証券を韓国取引所を通じて取得する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

②第1項本文の規定にかかわらず、外国為替銀行を通じて代金を支払い・受領しようとする場合には、第5-1条により韓国銀行総裁に申告しなければならない。<企画財政部告示第2020-21号、2020.8.4 改正>

第7-4条(申告などの手続き)

①資本取引の申告受理を受けようとし、または申告もしくは報告をしようとする者は、次の各号に定める申告(受理)書を当該資本取引の申告(受理)機関または報告機関に提出しなければならない。また、申告内容または報告内容を変更しようとする場合には、変更事項を添付して当該申告(受理)機関または報告機関に提出しなければならない。ただし、既存の申告人・代理人・取引相手に関する情報の変更については、事後報告することができる。<企画財政部告示第2020-21号、2020.8.4 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>

1. 預金、信託契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-1号書式
2. 金銭の貸借契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-2号書式
3. 債務の保証契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-3号書式
4. 対外支払手段、債権その他の売買契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-4号書式
5. 証券の発行または募集:別紙第7-5号書式
6. 証券取得:別紙第7-6号書式
7. デリバティブ取引:別紙第7-7号書式<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
8. 担保契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-8号書式<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
9. 貸貸借契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-9号書式<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
10. 証券貸借契約による債権の発生などに関する取引:別紙第7-11号書式<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

②第7-2条に該当する場合を除き、第7章による申告などまたは報告の書類は、電子的方法により実名確認を受けて提出することができる。<企画財政部告示第2020-21号、2020.8.4 改正><企画財政部告示第2020-26号、2023.7.4 改正>

第7-5条(資本取引の仮申告受理)

①第7-4条の規定による資本取引の申告を受理するにあたり、資本取引の申告受理機関は仮申告の受理を行

い、一定期間の準備期間が経過した後に本申告の受理を行うことができる。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②第1項において「一定期間の準備期間」とは、当該資本取引に関する当事者間の合意、予約、仮契約など以降から本契約締結前までの期間をいい、その期間は1年を超過することができない。

第2節 預金、信託契約に伴う資本取引

第1款 国内預金および国内信託

第7-6条(取引手続きなど)

①居住者または非居住者が国内で次の各号の1に該当する預金取引および信託取引をしようとする場合には申告を要しない。

1. 居住者または非居住者が本款で定める預け置きおよび処分事由により外国為替銀行および総合金融会社(以下、本款で「外国為替銀行など」という)と預金取引および金銭信託取引を行う場合<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19改正>

2. 国民である非居住者が国内で使うために内国通貨で預金取引および信託取引を行う場合

②第1項で規定された場合を除いて居住者または非居住者が居住者と国内で預金取引および信託取引をしようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならない。

③第1項および第2項の規定により居住者と国内で信託取引(居住者間のウォン貨信託取引を含む)をする者が信託契約の満了により金銭でない資産またはこれに対する権利を取得しようとする場合にはこの規定で定めるところにより申告などをしなければならない。<財政経済部告示第2001-19号、2001.11.6 改正>

第7-7条(勘定の種類など) <削除><財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

第7-8条(勘定への預置)

①居住者勘定および居住者外貨信託勘定に預けておける支払手段は次の各号の1に該当する対外支払手段とする。

1. 取得または保有が認められた対外支払手段

2. 内国支払手段を対価として外国為替銀行などから買い入れた対外支払手段

②対外勘定および非居住者外貨信託勘定に預けておける支払手段は次の各号の1に該当する対外支払手段とする。

1. 外国から送金されてきた対外支払手段

2. 認められた取引によって対外支払いが認められた対外支払手段<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16 改正>

3. 国内金融機関と外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関(以下「外国為替銀行海外支店など」といい、以下本項において同じ)間または外国為替銀行海外支店など間の外貨決済によって取得した対外支払手段<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

4. 第5節第2款の規定により、国内で証券の発行によって調達した資金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

5. 外国金融機関の外国為替業務に関する指針第3-3条に基づく非居住者本人名義の業務用外貨口座からの振替<企画財政部告示第2023-50号、2024.1.2 改正>

③海外移住者勘定に預けておける支払手段は次の各号の1に該当する国内にある財産を処分して取得した内国支払手段を対価に外国為替銀行などから買い入れた対外支払手段とする。

1. 海外移住者および海外移住予定者の自己名義の財産<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17改正>

2. 在外同胞の自己名義の国内財産<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

④非居住者ウォン貨勘定に預けておける支払手段は次の各号の1に該当する内国支払手段とする。

1. 非居住者が国内で取得した内国支払手段(外国から輸入または領収した対外支払手段を対価として取得した内国支払手段を含む)<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

2. 非居住者が対外経済協力基金法施行令による借款供与契約書により支払われた内国支払手段

⑤非居住者自由ウォン貨勘定および非居住者ウォン貨信託勘定に預けておける支払手段は次の各号の1に該当する内国支払手段とする。

1. 非居住者(外国人居住者を含み、第2号を除いて以下本項において同じ)が外国から送金し、もしくは携帯搬入した外貨資金または本人名義の対外勘定および非居住者外貨信託勘定に預けられた外貨資金を内国支払手段を対価に売却した資金<企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2 改正>

2. 非居住者(経常取引代金の取立・決済業務を遂行する外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関を含む)が内国通貨表示経常取引代金(輸出入取引に関する運賃、保険料などを含む)または内国通貨表示再保険取引代金として取得した内国支払手段<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正><企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 改正>

3. 非居住者本人名義の他の非居住者自由ウォン貨勘定、投資専用非居住者ウォン貨勘定、非居住者ウォン貨信託勘定および外国金融機関の外国為替業務に関する指針第3-3条に基づく業務用ウォン貨口座からの振替<企画財政部告示第2023-50号、2024.1.2 改正>

4. 国際金融機構の場合、韓国銀行内にある本人名義の非居住者ウォン貨勘定からの振替(対外支払いが認められた資金に限る)

5. 認められた資本取引によって国内で取得した資金として対外支払いが認められた資金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

6. 非居住者(資金受領の指示を受けた外国にある金融機関を含む)が外国為替同時決済システムを通じた決済またはこれに関連した取引により取得した内国支払手段<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1新設>

7. 第2-6条および第10-21条により借り入れたウォン貨資金(ただし、居住者から保証または担保の提供を受けて借り入れたウォン貨資金は除外する)<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8 改正>

8. 外国に所在する公認された取引所で取引される証券・市場デリバティブのウォン貨決済によって取得した資金<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

9. 第5節第2款の規定によって国内で証券の発行により調達した資金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

10. 第7-37条第1項のただし書きで定めるところにより、外国人投資者が国債または韓国銀行法第69条による通貨安定証券の売買を国際預託決済機構に委託して投資する場合で、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定から振り替えられた資金。ただし、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定内に預託された当該外国人投資者の資金に限る。<企画財政部告示第2010-10号、2010.5.19 新設><企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 改正>

11. 第7-48条第1項第13号による韓国銀行と外国中央銀行間の通貨スワップ資金を活用した非居住者間の内国通貨表示金銭貸借契約に関する取得した内国支払手段(外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人名義の勘定の場合当該外国為替銀行海外支店および現地法人が金銭貸借に関する代金の決済業務を遂行する場合を含む)<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19 新設>
12. 外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人または外国金融機関が第6-2条第1項第6号の規定により外国為替銀行に内国通貨を輸出した対価として取得した内国支払手段(外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人名義の勘定の場合、当該外国為替銀行海外支店および現地法人が内国通貨輸出関連代金の決済業務を遂行する場合を含む)<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19 新設>
13. 韓国取引所が開設した金現物市場で取引される金現物の売買に関する内国支払手段
14. 第10-21条に関する清算銀行が他の清算銀行名義の非居住者自由ウォン勘定から支払を受けた内国支払手段<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8 新設>
15. 相手国の現地通貨直取引銀行が第1-2条第47号の現地通貨直取引(LCT)体制によって許可された取引によって取得した内国支払手段<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8 新設><企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>

第7-9条(勘定の処分)

- ①居住者勘定および居住者外貨信託勘定の処分には制限をおかない。ただし、対外支払(対外勘定および非居住者外貨信託勘定への振替を含む)をしようとする場合には第4章の規定で定めるところに従う。
- ②対外勘定および非居住者外貨信託勘定は次の各号の1に該当する用途で処分することができる。
1. 外国に対する送金
 2. 他の外貨預金勘定および外貨信託勘定への振替
 3. 対外支払手段への引き出しまだ外国為替銀行などからの他の対外支払手段の買入
 4. 外国為替銀行などへの内国支払手段を対価にした売却
 5. その他認められた取引に伴う支払い
 6. 国内金融機関と外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関(以下「外国為替銀行海外支店など」といい、以下本項において同じ)間または外国為替銀行海外支店など間の外貨決済による支払い<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>
- ③海外移住者勘定は次の各号の1に該当する用途で処分することができる。
1. 第4-6条の規定により認められた海外移住費の送金(送金小切手および旅行者小切手の引き出しを含む)および第4-7条の規定により認められた国内財産の送金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
 2. 外国為替銀行などへの内国支払手段を対価にした売却
- ④非居住者ウォン貨勘定は次の各号の1に該当する用途で処分することができる。
1. 内国支払手段への引き出しまだ居住者ウォン貨勘定および他の非居住者ウォン貨勘定への振替<財政経済部告示第2001-19号、2001.11.6 改正>
 2. 対外経済協力基金法施行令による借款供与契約書で定めるところにより支払われた非居住者ウォン貨勘定預置金で非居住者が外国為替を買い入れ、または買い入れた外国為替の外国為替銀行を通じた外国への送金その他認められた取引に使用する場合
 3. 外国に対する非居住者ウォン貨勘定として発生した利子送金のための外国為替銀行などへの対外支払

手段を対価にした売却

⑤非居住者自由ウォン貨勘定および非居住者ウォン貨信託勘定は次の各号の1に該当する用途で処分することができる。

1. 外国為替銀行などへの対外支払手段を対価にした売却
2. 内国通貨表示経常取引代金または内国通貨表示再保険取引代金の支払い(支払いをする者は経常取引代金の取立・決済業務を遂行する外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関を含み、支払方法は口座間振替方式に限る)<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17改正>
3. 非居住者(外国人居住者を含む)本人名義の他の非居住者自由ウォン貨勘定、投資専用非居住者ウォン貨勘定、非居住者ウォン貨信託勘定および外国金融機関の外国為替業務に関する指針第3-3条に基づく<非居住者本人名義の業務用ウォン貨口座への振替<企画財政部告示第2023-50号、2024.1.2改正>
4. 國際金融機構の場合、韓国銀行内にある本人名義の非居住者ウォン貨勘定への振替
5. 第7-15条および第10-21条により認められた居住者に対するウォン貨資金の貸付<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8改正>
6. 外国から国内に支払依頼された1件当たり(同一日、同一人基準)2万ドル相当以下のウォン貨資金の支払い(外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関名義の勘定に限る)<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17改正>
7. 外国為替同時決済システムを通じた決済またはこれに関した取引のための資金の振替(資金支払いの指示を受けた外国にある金融機関の処分を含む)<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1新設>
8. 第2-6条および第10-21条により借り入れたウォン貨資金の元利金の償還<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8改正>
9. 外国に所在する公認された取引所で取引される証券・市場デリバティブのウォン貨決済のための資金の支払い<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>
10. 第5節第2款の規定により発行した証券の元利金償還、証券の買入および証券発行手数料など発行費用の支払い<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17新設>
11. クレジットカードなどの使用による代金の支払い(カード使用代金の決済および現金引出に限る)<企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2新設>
12. 外国為替銀行が非居住者自由ウォン勘定の預け金を担保として提供を受け、ウォン貨貸付をした場合、担保権の行使のための外国為替銀行の預け金として処分<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30新設>
13. 第7-37条第1項のただし書きで定めるところにより、外国人投資者が国債または韓国銀行法第69条による通貨安定証券の売買を国際預託決済機構に委託しようとする場合、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定への振替<企画財政部告示第2010-10号、2010.5.19新設><企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26改正>
14. 第7-48条第1項第13号による韓国銀行と外国中央銀行間の通貨スワップ資金を活用した非居住者間の内国通貨表示金銭貸借契約に関連する内国支払手段の支払い(外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人名義の勘定の場合、当該外国為替銀行海外支店および現地法人が金銭貸借に関連する代金の決済業務を遂行する場合を含む)<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19新設>
15. 外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人または外国金融機関が第6-2条第1項第6号の規定により外国為替銀行から内国通貨を輸入した対価の支払い(外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現

地法人名義の勘定の場合、当該外国為替銀行海外支店および現地法人が内国通貨輸入に関する代金の決済業務を遂行する場合を含む)<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 新設>

16. 韓国取引所が開設した金現物市場で取引される金現物の売買に関する内国支払手段の支払い
17. 第10-21条に関する清算銀行名義の非居住者自由ウォン勘定から他の清算銀行名義の非居住者自由ウォン勘定への振込<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8 新設>
18. 相手国の現地通貨直取引銀行が第1-2条第47号の現地通貨直取引(LCT)体制によって許可された取引のための支払い<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8 新設><企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>

第7-10条(確認など)

①次の各号の1に該当する場合の外国為替銀行などの確認などに関する規定は、第2-1条の2、第2-2条第1項、第3項および第4項の規定を準用する。<企画財政部告示第2020-21号、2020.8.4 改正>

1. 第7-8条第1項第1号の規定により、居住者勘定および居住者外貨信託勘定に預金および信託を預かりまたは受託する場合。ただし、他の居住者勘定および居住者外貨信託勘定からの振替はこの限りでない。
2. 第7-9条第2項第4号の規定による用途で対外勘定および非居住者外貨信託勘定を処分する場合

②第7-8条第2項第2号に該当する対外支払手段の対外勘定および非居住者外貨信託勘定への預かりに関する規定は、第4-4条第1項および第2項に該当するかどうかを確認しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

第2款 海外預金および海外信託

第7-11条(取引手続きなど)

①居住者が非居住者と海外で次の各号の1に該当する預金取引および信託取引をしようとする場合には申告を要しない。

1. 外国に滞在している居住者が外貨預金または外貨信託取引を行う場合
2. 居住者が公共借款の導入及び管理に関する法律またはこの規定による非居住者からの外貨資金借入に関する外貨預金取引を行う場合
3. 本章第7節および関係法令で定めるところにより、海外市場で取引されているデリバティブ取引をしようとする居住者が当該取引に関する金融機関と外貨預金取引を行う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
4. 国民である居住者が居住者になる前に外国にある金融機関に預けておいた外貨預金または外貨信託勘定を処分する場合
5. 居住者が第5節の規定による外国での証券発行に関する預金取引を行う場合
6. 居住者が本章第6節の規定による証券投資、第7-14条第1項および第5項による居住者の現地使用目的の外貨資金の借入、第9章の規定による海外直接投資および海外支社と関連して外貨預金取引を行う場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>
7. 預託決済院が第6節第2款により、居住者が取得した外貨証券を外国にある証券預託機関または金融機関に預託・保管して同預託・保管証券の権利行使のために外貨預金取引を行う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
8. 認められた取引に伴う支払いのために外貨預金および外貨信託勘定を処分する場合

9. 外国為替同時決済システムを通じた決済に関して外国為替銀行がCLS銀行または外国為替同時決済システムの非居住者会員銀行と複数通貨(ウォン貨含む)預金またはウォン貨預金取引を行う場合<企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

10. 認められた取引により第9章第4節の外国にある不動産またはこれに関する権利を取得しようとし、または既に取得した居住者が申告した内容に従って当該不動産の取得に関連して国内から送金した資金で外貨預金取引を行う場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

11. 預託決済院、証券金融会社または証券貸借取引の仲介業務を営んでいる投資売買業者または投資仲介業者が第7-45条第1項第16号および第7-48条第1項第6号の規定による証券貸借取引に関連して外貨預金取引を行う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

12. 第2項の規定による外貨預金取引申告を行った居住者が認められた取引により海外から取得した資金を預ける場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

13. 第7-14条第8項ただし書きの規定により、国内に本店をおいた外国為替銀行海外支店または現地法人の金融機関、外国金融機関に預託する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

14. 居住者である債務者の回生及び破産に関する法律による破産管財人が海外で債権を回収して取得した資金により非居住者と外貨預金取引をしようとする場合<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24. 新設>

②第1項の規定に該当する場合を除いて居住者が海外で非居住者と外貨預金取引をしようとする場合には、指定取引外国為替銀行の長に申告しなければならない。ただし、国内から送金した資金で預けようとする場合には、指定取引外国為替銀行を通じて送金しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

③居住者が海外で非居住者と次の各号の1に該当する預金取引および信託取引をしようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならない。

1. 第2項の規定にかかわらず、次の各目の1に該当する者を除いた居住者が1件当たり(同一日、同一人基準)5万ドルを超過して国内から送金した資金として預けておこうとする場合。この場合にも指定取引外国為替銀行を通じて送金しなければならない。<財政経済部告示第2001-19号、2001.11.6 改正>

ア.機関投資家

イ.前年度輸出入実績が500万ドル以上である者

ウ.海外建設促進法による海外建設業者

エ.外国航路に就航している国内の航空または船舶会社

オ.遠洋漁業者

2. 第1項第1号、第4号および第8号の規定に該当する場合を除いて居住者が海外で非居住者と信託取引をしようとする場合

④第1項および第3項の規定により海外で非居住者と信託取引をする居住者が信託契約期間の満了により金銭でない資産またはこれに対する権利を取得しようとする場合には、この規定で定めるところにより申告などをしなければならない。

第7-12条(報告など)

①第7-11条第1項第12号、第2項および第3項の規定により、海外で預金取引を行う者(機関投資家は第7-35条による報告をもって代える)が海外で1件当たり1万ドルを超過して入金した場合には、入金日から3

0日以内に海外入金報告書を指定取引外国為替銀行の長に提出しなければならず、指定取引外国為替銀行の長は翌年度の初月末日までに韓国銀行総裁に報告しなければならない。<企画財政部告示第2017-19号、2017.6.29. 改正><企画財政部告示第2020-21号、2020.8.4. 改正>

②第7-11条第1項第12号、第2項および第3項の規定により海外で預金取引を行う者(機関投資家は第7-35条による報告をもって代える)および第7-11条第3項の規定により海外で信託取引を行う者(機関投資家は第7-35条による報告をもって代える)のうち次の各号の1に該当する者は、指定取引外国為替銀行を経由して翌年度の初月末日までに残高現況報告書を韓国銀行総裁に提出しなければならない。<企画財政部告示第2020-21号、2020.8.4. 改正>

1. 法人：年間の入金額または年末の残高が50万ドルを超過する場合
2. 法人以外の者：年間の入金額または年末の残高が10万ドルを超過する場合

③韓国銀行総裁は第1項による海外入金報告書および第2項による残高現況報告書を国税庁長および関税庁長に通知しなければならない。<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16. 改正>

第3節 金銭の貸借、債務の保証契約に伴う資本取引

第1款 金銭の貸借契約

第7-13条(申告の例外取引)

居住者が金銭の貸借契約による債権の発生などに関する取引をしようとする場合で、次の各号の1に該当する場合には申告を要しない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1. 改正>

1. 居住者が他の居住者と金銭の貸借契約に伴う外国通貨と表示され、または支払いを受けることのできる債権の発生などに関する取引をしようとする場合
2. 居住者が非居住者と外国人投資促進法による借款契約を締結し、または公共借款の導入及び管理に関する法律による公共借款協約を締結する場合
3. 居住者が非居住者と対外経済協力基金法による借款供与契約を締結する場合
4. 国民である居住者と国民である非居住者の間において国内で内国通貨と表示されて支払われる金銭の貸借契約を行う場合
5. 大韓民国政府の在外公館勤務者、その同居家族または海外滞在者および海外留学生がその滞在に必要な生活費および学資金などの支払いのために非居住者と金銭の貸借契約を行う場合<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19. 改正>
6. 国際有価証券決済機構に加入した居住者が有価証券取引の決済に関連して非居住者から日中貸付(intra-day credit)または一日貸付(over-night credit)を受ける場合<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16. 改正>
7. 認められた取引により第9-39条第2項の不動産を取得する際、取得資金に引き当てるために取得不動産を担保として非居住者から外貨資金を借り入れる場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17. 改正>
8. 外国為替同時決済システムを通じた決済に関して居住者会員銀行がCLS銀行からCLS銀行が定めた一定限度のウォン貨支払いポジション(Short Position)を受け、または非居住者に日中ウォン貨信用供与(Intra-day Credit)もしくは一日ウォン貨信用供与(Over-night Credit)を行う場合<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1. 新設>
9. 外国為替同時決済システムを通じた決済に関して外国為替銀行が非居住者の会員銀行から日中信用

供与(Intra-day Credit)または一日信用供与(Over-night Credit)を受ける場合<企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

10. 外国人投資企業が国内にある課税当局に海外本社の税金を代納するため、海外本社に償還期間が1年以下の貸付をする場合<企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 新設>

第7-14条(居住者の外貨資金借入)

①第7-13条の規定に該当する場合を除き、次の各号の1に該当する居住者が非居住者から外貨資金を借り入れ(外貨証券およびウォン貨連繫外貨証券の発行を含み、以下本款において同じ)ようとする場合には、現地金融か否かを明示し、指定取引外国為替銀行の長(ただし、第7-22条第2項により証券発行申告をした場合には、第7-22条第2項の指定取引外国為替銀行の長とする。以下本条において同じ)に資金を受領した日から1カ月以内に取引事実を報告しなければならず(現地金融の場合、他の居住者が保証および担保を提供しない場合に限る)、第7-18条により認められた取引については、報告を要しない。ただし、5,000万ドル(借入申告時点から過去1年間の累積借入金額を含み、現地金融の資金は算入から除く。以下本条において同じ)を超過して借り入れようとする場合には、指定取引外国為替銀行を経由して企画財政部長官に申告しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正><企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 改正>

1. 地方自治体、公共機関<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

2. 公共目的の達成のために政府または第1号の機関が設立もしくは出資・出捐した法人または政府業務受託法人

3. 営利法人

②第1項にかかわらず、外国人投資促進法により一般製造業を営む会社(以下本項において「一般製造会社」という)または企画財政部長官から租税減免決定を受けた外国人投資企業であって、高度な技術を伴う事業および産業資源サービス業を営む会社(以下本項において「高度技術会社」という)が次の各号の1に該当する限度範囲内で非居住者から償還期間が1年以下(資金引出日から起算する)である短期外貨資金を借り入れようとする場合には、第1項による指定取引外国為替銀行の長に申告しなければならない。<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 改正>

1. 高度技術会社の場合、外国人投資金額(外貨金額基準で外国人投資企業登録証明書上の投資金額と登録されない株金払込額をいい、以下同じ)以内。ただし、高度技術会社のうち外国人投資比率が3分の1未満である企業は外国人投資金額の100分の75以内

2. 一般製造会社の場合、外国人投資金額の100分の50

③第1項の規定にもかかわらず、精油会社および原油、液化天然ガスまたは液化石油ガスの輸入業者が原油、液化天然ガスまたは液化石油ガスの一覧払方式、輸出者信用方式(Shipper's Usance)または事後送金方式の輸入代金決済のために償還期間が1年以下である短期外貨資金を借り入れる場合には、取引外国為替銀行の長(L/C方式である場合にはL/C開設銀行をいい、D/P・D/A方式である場合には輸入為替手形取立銀行、事後送金方式である場合には輸入代金の決済のための送金銀行をいう)に申告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

④第1項にかかわらず、直前の四半期末の自己資本が1兆ウォン以上の投資売買業者または投資仲介業者が非居住者から外貨資金を借り入れる場合には、第2-5条の規定による。この場合において、「外国為替銀行」は「直前の四半期末の自己資本が1兆ウォン以上の投資売買業者または投資仲介業者」と読み替える。ただし、

直前の四半期末の自己資本が1兆ウォン以上の投資売買業者または投資仲介業者は、外貨資金の借入現況を毎月別に翌月10日までに韓国銀行総裁および金融監督院長に報告しなければならない。<企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 新設>

⑤第7-13条の規定に該当する場合を除いて第1項第1号および第2号以外の個人および非営利法人が非居住者から外貨資金を借り入れようとする場合には、指定取引外国為替銀行を経由して韓国銀行総裁に申告しなければならない。ただし、非営利法人の現地使用目的の現地借入の場合には、指定取引外国為替銀行の長に取引があった日から1カ月以内に取引事実を報告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正><企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>

⑥第1項の規定により申告する者のうち、第1項第1号および第2号に該当する者が5,000万ドルを超過する外貨資金を借り入れようとする場合には、財政経済部長官と事前に協議して申告しなければならない。

<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正> <企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>

⑦第1項および第5項の規定により申告しようとする者は、借入時、別紙第7-2号書式の金銭貸借契約申告書[証券を発行する場合には別紙第7-5号書式の証券発行申告書]に借入資金の用途を明記して申告機関などに提出しなければならない。<企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

⑧外貨を借り入れた居住者は、調達した外貨資金(第7-13条第7号の規定により調達した外貨資金を除く)を各号の1に該当する手続に従って使用しなければならない。

1. 現地金融でない場合には、調達した外貨資金を指定取引外国為替銀行に開設された居住者勘定に預託した後、申告または報告時に明記した用途で使用しなければならない。ただし、経常取引代金の対外支払い、海外直接投資のために調達した資金は、国内に本店を置く外国為替銀行の海外支店・現地法人もしくは外国金融機関に預託した後に支払い、または非居住者に直接支払うことができ、外貨証券の発行により調達した資金は、国内に本店を置く外国為替銀行の海外支店・現地法人に預託することができる。

2. 現地金融の場合には、第1項による変更の報告もしくは申告をし、または現地法人などと国内居住者の間の認められた経常取引による決済資金の国内流入の場合を除いては、国内に預託し、または国内に流入することができない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正><企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>()

⑨第8項第1号のただし書き規定により外貨資金を預託し、または支払いをした者は、同勘定の預託・引出および償還状況を指定取引外国為替銀行の長に報告しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正> <企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正><企画財政部告示第2024-8号、2015.3.26 改正>

⑩指定取引外国為替銀行の長は四半期毎に第8項規定による居住者勘定または外貨預金勘定の預託・引出および償還状況を韓国銀行総裁に報告しなければならず、韓国銀行総裁はこれをまとめて翌四半期の最初の月の20日以内に企画財政部長官に報告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正><企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

⑪企画財政部長官は第1項または第4項により申告する者のうち、ウォン貨調達目的で外貨資金を借り入れた居住者に対して為替レート変動リスク防止のために必要な措置を取るように指導することができる。<企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

⑫外国為替銀行の長および韓国銀行の総裁は、必要な場合、第1項ないし第5項の申告内容を国税庁長が

閲覧できるようにしなければならない。<企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

第7-14条の2(現地法人などの外貨資金借入など)

①次の各号の1に該当する者(以下「現地法人など」という)が現地金融を受けようとする場合には、現地法人などを設置した居住者(国内の他の企業と共同出資して現地法人などを設置した場合には出資持分が最も多い企業、出資持分が同じ場合には自己資本が最も大きい企業)が現地金融を受けた日から1ヶ月以内に指定取引外国為替銀行の長に報告しなければならず、主債務系列所属の企業体は、やむを得ない場合を除き、主債権銀行を現地金融関連の取引外国為替銀行に指定しなければならない。ただし、第7-18条により認められた取引きについては、報告を要しない。<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 新設>

1. 居住者の現地法人(居住者の現地法人が100分の50以上を出資した子会社を含む)
2. 居住者の海外支店(第9-19条の規定で定める非独立採算制の海外支店を除く)

②第1項にかかわらず、現地法人などが居住者の保証および担保を受けずに現地金融を受ける場合には、報告を要しない。ただし、海外支店および次の各号の1に該当する現地法人の場合には、現地法人などを設置した居住者が、当該現地法人などによる現地金融の借入および償還に係る半期報を次半期の最初の月の末日までに指定取引外国為替銀行の長に報告しなければならない。<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 新設>

1. 居住者の投資比率が100分の50以上の現地法人
2. 第1号の現地法人が100分の50以上を出資した子会社

③ 第7-14条および第7-14条の2の規定により現地金融を受けた者は(現地法人などを設置した居住者を含む)、借り入れた資金を申告または報告したところに従い使用しなければならず、現地金融の借入および償還に係る半期報を当該居住者の指定取引外国為替銀行の長に次半期の最初の月の末日までに報告しなければならない。<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 新設>

④ 第7-14条(現地金融目的の資金に限る)、第7-14条の2、第7-18条第1項第4号および第5号の規定による報告を受けた指定取引外国為替銀行の長は、現地金融の借入および償還状況に係る半期報を次半期の第2月の末日までに韓国銀行総裁に報告しなければならず、韓国銀行総裁は現地金融の借入および償還状況を国税庁長および金融監督院長に通知しなければならない。<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 新設>

⑤ 第7-14条(現地金融目的の資金に限る)、第7-14条の2、第7-18条第1項第4号および第5号により現地金融を受けた者または現地金融関連の保証などを提供した者が、その元金および利子ならびに付帯費用を国内から外国に支払おうとする場合には、指定取引外国為替銀行を通じて送金しなければならない。ただし、外国為替銀行が保証と関連して立替払いをする場合は、この限りでない。<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 新設>

第7-15条(居住者のウォン貨資金借入)

①第7-13条の規定に該当する場合を除き居住者が非居住者からウォン貨資金を借り入れようとする場合には指定取引外国為替銀行の長に申告しなければならない。ただし、10億ウォン貨資金(借入申告時点から過去1年間の累積借入金額を含む)を超過し借り入れようとする場合には指定取引外国為替銀行を経由して企画財政部長官に申告しなければならない。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>

②居住者が非居住者からウォン貨資金を借り入れる場合には非居住者自由ウォン勘定に預けられた内国支払手段に限る。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 新設>

第7-16条(居住者の非居住者に対する貸付)

- ①第7-13条に規定された場合を除き、令第8条第1項第1号から第3号までの規定により外国法人に投資した居住者が当該外国法人に対して償還期間を1年未満として金銭を貸与する場合には、指定取引外国為替銀行の長に資金を支払った日から1ヶ月以内に取引事実を報告しなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3. 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>
- ②第7-13条および第1項に規定された場合を除いて居住者が非居住者に貸し付けようとする場合(第2章で外国為替業務取扱機関の外国為替業務として許容された場合は除外)には韓国銀行総裁に申告しなければならない。ただし、本項による申告事項のうち、他の居住者の保証または担保の提供を受けて貸し付ける場合および10億ウォンを超過するウォン貨資金を貸し付ける場合には、貸付を受ける非居住者が申告しなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3. 改正>
- ③指定取引外国為替銀行の長および韓国銀行総裁は、それぞれ第1項および第2項による申告のうち、法人でない居住者の非居住者に対する貸付に対しては同申告内容を毎月別に翌月20日までに国税庁長に通知しなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3. 改正>

第2款 債務の保証契約

第7-17条(申告例外取引)

次の各号の1に該当する債務の保証契約による債権の発生などに関する取引をしようとする場合には申告を要しない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

1. 居住者(債権者)と居住者(債務者)の取引に対して居住者が外国通貨表示保証を行う場合<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16. 改正>
2. 居住者の輸出取引に関して外国の輸入業者が外国為替銀行から域外金融貸付を受けるにあたって当該居住者がその域外金融貸付に対して当該外国為替銀行に外国通貨表示保証を行う場合(当該外国為替銀行は輸出関連の域外金融貸付保証に関する報告書を毎四半期別に翌月20日までに韓国銀行総裁に提出しなければならない)
3. 国内に本店を置く施設貸付会社が当該施設貸付会社の現地法人に対する外国為替銀行の域外金融貸付に対し本社の出資金額の範囲内で外国通貨表示保証を行う場合
4. 居住者がこの規定により認められた取引をすることにより非居住者から保証を受ける場合
5. 居住者が次の各号の1に該当する保証を行う場合
 - ア.第7-14条および第7-15条の規定による資金借入契約(現地金融は除く)に関して居住者が非居住者に保証をする場合。ただし、第7-14条第1項の規定による主債務系列所属の上位30大系列企業体の外貨資金借入契約に関して同系列所属の他の企業体が保証しようとする場合にはこの限りでない。<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16. 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>
 - イ.居住者が第4章で規定した支払い(第4-5条ないし第4-7条の規定による場合は除く)のための外国通貨表示保証を行う場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
 - ウ.居住者が本章第8節第2款の規定により認められた貸借契約をすることにより、国内の他の居住者が外国通貨表示保証をし、もしくは施設貸付会社が外国の施設貸付会社と国内の実需要者間の認められた施設貸付契約に対して外国通貨表示保証を行う場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

エ.居住者の第7-21条第1項第5号の規定による約束手形売却に関して当該居住者の系列企業が外国通貨表示対外保証を行う場合

オ.第2-6条第1項のただし書きにより非居住者が韓国銀行総裁に申告して(第2-6条第2項により申告が免除される場合を含む)外国為替銀行から貸付を受けるにあたって、居住者が保証または担保を提供する場合<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19 改正>

6. 居住者が非居住者と物品の輸出・輸入または役務取引を行うにあたって保証を行う場合

7. 居住者および居住者の現地法人または海外支店の輸出、海外建設および役務事業など、外貨獲得のための国際入札または契約にした入札保証などのために、非居住者が保証金を支払い、またはそれに代わる保証を行うにあたって、保証などを行う非居住者が負担する債務の履行を当該居住者または系列関係にある居住者が保証または負担する契約を締結する場合<企画財政部告示第2020-21号、2020.8.4 改正>

8. 居住者の第7-11条第1項第3号に該当する海外市場で取引されているデリバティブ取引に必要な資金の支払いの代わりに非居住者が支払いまたは保証を行うにあたって、支払いまたは保証をする非居住者が負担する債務の履行を当該居住者または当該居住者の系列企業が保証または負担する契約を締結する場合<企画財政部告示第2020-21号、2020.8.4 改正>

9. 国民である居住者と国民である非居住者間に他の居住者のために内国通貨で表示されて支払われる債務の保証契約を行う場合

10. 第7-45条第1項第16号および第7-48条第1項第6号の規定に関する資本市場及び金融投資業に関する法律による証券金融会社が非居住者に保証する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

11. 居住者および居住者の現地法人または海外支店が非居住者と海外建設および役務事業、物品輸出取引を行うにあたり、当該非居住者(入札代行機関および輸入代行機関を含む)と保証などを行う場合<企画財政部告示第2020-21号、2020.8.4 改正>

12. 第7-40条第2項の規定によるデリバティブ取引に関する居住者が非居住者に保証を行う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 新設>

第7-18条(外国為替銀行の長への報告など)

①居住者が非居住者と債務の保証契約に伴う債権の発生などに関する取引をしようとする場合であって、次の各号の1に該当する場合には、外国為替銀行の長に取引があった日から1カ月以内に取引事実を報告(第4号および第5号の場合には、現地金融を受ける居住者または現地法人などを設置した居住者の指定取引外国為替銀行に報告)しなければならない。<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>

1. 国内に本店を置く投資売買業者・投資仲介業者が当該投資売買業者・投資仲介業者の現地法人に係る認められた業務に伴う現地借入に対して保証を行う場合。ただし、保証金額は当該現地法人に対する居住者の出資金額の300%以内に限る。

2. 居住者の現地法人が外国の施設貸与会社から認められた事業遂行に必要な施設材を貸借するにあたって当該現地法人が負担する債務の履行を当該居住者または系列関係にある居住者が保証する場合

3. 国内に本店を置く施設貸与会社が当該施設貸与会社の現地法人に係る認められた業務に伴う現地借入に対して本社の出資金額の範囲内で保証を行う場合

4. 第7-14条第1項に該当する現地金融関連の居住者が保証(担保を含む)をする場合<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 新設>

5. 第7-14条の2に該当する現地金融関連の居住者が保証(担保を含む)をする場合<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 新設>

②主債務系列所属上位30大系列企業体の第7-14条第1項の規定による償還期間が1年を超過する長期外貨資金借入契約に関して同系列所属の他の企業体が保証しようとする場合には、保証しようとする者が借入者の指定取引外国為替銀行の長に取引があった日から1カ月以内に取引事実を報告しなければならない。この場合第7-14条第1項の規定により、借入に関する報告または申告をする者が保証する者に代わって報告することができる。<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>

③海外在住韓国人などに対する与信に関して居住者または当該与信を受ける非居住者が国内にいる金融機関に50万ドル以内で元利金の償還を保証しようとする場合には、指定取引外国為替銀行の長に取引があった日から1カ月以内に取引事実を報告しなければならない。この場合取引外国為替銀行の指定は与信を受ける者の名義にし、海外でも一つの外国為替銀行海外支店または現地法人金融機関などを取引金融機関に指定しなければならない。<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>

④第3項の規定に関連して保証を提供した者が立て替え払いをしようとする場合には、指定取引外国為替銀行を通じて送金しなければならない。ただし、外国為替銀行が立て替え払いをする場合には、この限りでない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

第7-19条(韓国銀行総裁への申告)

第7-17条および第7-18条で規定された場合を除き居住者と非居住者の取引または非居住者間の取引に関して居住者が債権者である居住者または非居住者と債務の保証契約(外国為替銀行に保証または担保を提供する行為を含む。ただし、第2-6条第3項第3号および第4号の場合は除外する。)による債権の発生などに関する取引をしようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならず、韓国銀行総裁は必要な場合、同申告内容を国税庁長が閲覧できるようにしなければならない。<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16 改正>

第4節 対外支払手段、債権その他の売買および役務契約に伴う資本取引

第7-20条(居住者間の取引)

①居住者が他の居住者と対外支払手段、債権その他の売買および役務契約に伴う外国通貨で表示され、または支払いを受けることのできる債権の発生などに関する取引をしようとする場合であって、次の各号の1に該当する場合には、申告を要しない。

1. 居住者と他の居住者の間における物品その他の売買、役務契約に伴う外国通貨での支払いを受けることのできる債権の発生などに関する取引
2. 居住者間における支払手段として使用する目的でない貨幣収集用および記念用としての外国通貨の売買取引
3. 海外建設および役務事業者と免税用物品製造者の間における海外就業労働者に対する免税クーポンの売買取引
4. 外国為替銀行が居住者の輸入代金の支払いのためにユネスコクーポンを当該居住者に売却する取引
5. 居住者間における認められた取引により取得した債権の売買契約に伴う外国通貨で表示され、または支払いを受けることのできる債権の発生などに関する取引

6. 居住者間における売買差益を目的としない取引であって、同一日に5,000ドル以内で対外支払手段を売買する取引<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.3 改正>

②第1項の規定に該当する場合を除いて居住者が他の居住者と対外支払手段の売買契約に伴う外国通貨で表示され、または支払いを受けることのできる債権の発生などに関する取引をしようとする場合には、韓国銀行総裁に申告しなければならない。

③第1項第1号および第5号の規定による代金は外国為替銀行を通じて支払いまたは領収しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-21条(居住者と非居住者間の取引)

①居住者が非居住者と対外支払手段、債権の売買契約に伴う債権の発生などに関する取引をしようとする場合であって、次の各号の1に該当する場合には、申告を要しない。

1. 外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人、外国金融機関(外貨両替営業者を含む)が海外に滞在する居住者とウォン貨表示旅行者小切手、ウォン貨表示自己宛小切手または内国通貨の売買取引を行う場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

2. 外国に滞在する居住者(在外公館勤務者またはその同居家族、海外滞在者を含む)が非居住者と滞在に直接必要な対外支払手段、債権の売買取引を行う場合

3. 居住者が外国での保有が認められた対外支払手段または外貨債権で他の外国通貨表示対外支払手段または外貨債権を買い入れる場合

4. 居住者が輸出関連の外貨債権を非居住者に売却して同売却資金全額を外国為替銀行を通じて国内で回収する場合<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1 改正>

5. 居住者が国内外の不動産・施設物などの利用・使用に係る会員権、非居住者が発行した約束手形および非居住者に対する外貨債権などを非居住者に売却して同売却資金を外国為替銀行を通じて国内で回収する場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

6. 居住者が非居住者に売却した国内の不動産・施設などの利用・使用に係る会員権などを非居住者から再度買い入れる場合

②第1項の規定に該当する場合を除いて居住者が居住者または非居住者と外国の不動産・施設などの利用・使用またはこれに関する権利の取得に伴う会員券の買入取引をしようとする場合には外国為替銀行の長に取引があった日から1カ月以内に取引事実を報告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>

③第1項および第2項の規定に該当する場合を除いて居住者が非居住者と対外支払手段および債権の売買契約に伴う債権の発生などに関する取引をしようとする場合には韓国銀行総裁に申告しなければならない。<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1 改正>

④外国為替銀行の長は、第2項の規定による取得金額が1件当たり10万ドルを超過する場合は国税庁長および関税庁長に、1件当たり5万ドルを超過する場合は金融監督院長に会員権などの売買内容を翌月10日までに報告しなければならない。<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19 改正>

第5節 証券の発行

第1款 通則

第7-22条(居住者の証券発行)

①居住者が国内で外貨証券を発行または募集(以下本節では「発行」という)しようとする場合には、許可および申告を要しない。

②居住者が外国で外貨証券を発行しようとする場合(居住者が国内で発生した外貨証券を非居住者が資本市場及び金融投資業に関する法律第9条第8項で規定する私募で取得する場合を含む)には、指定取引外国為替銀行の長(ただし、第7-14条第1項により外貨借入申告をした場合には、第7-14条第1項の指定取引外国為替銀行の長とする。以下本項において同じ)などに報告または申告などをしなければならず、第7-14条の規定を準用する。ただし、外貨証券発行方式により5,000万ドルを超過する現地金融を受けようとする場合には、指定取引外国為替銀行を経由して企画財政部長官に申告しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正><企画財政部告示第2024-27号、2023.6.28 改正>

③居住者(外国為替業務取扱機関を含み、以下本条において同じ)が本節第3款の規定により外国でウォン貨証券を発行しようとする場合には、財政経済部長官に申告しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

④証券を発行した者が払込を完了した場合には、遅滞なく別紙第7-10号書式の証券発行報告書を申告機関の長に提出しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-23条(非居住者の証券発行)

①非居住者が次の各号の1に該当する証券を発行しようとする場合には、企画財政部長官に申告しなければならない。ただし、証券の発行により調達した資金は申告時に明記した用途で使用しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 ただし書き新設>

1. 非居住者が本節第2款の規定により国内で外貨証券またはウォン貨連繫外貨証券を発行(外国で既に発行された外貨証券を国内有価証券市場に上場する場合を含む)しようとするかあるいはウォン貨証券を発行しようとする場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

2. 非居住者が本節第3款の規定により外国でウォン貨証券あるいはウォン貨連繫外貨証券を発行しようとする場合<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 削除>

第7-23条の2(上場証券の取引所間移動)

①第7-22条および第7-23条の規定にかかわらず、国内証券市場と海外証券市場間で証券の移動が行われる方式で証券を上場しようとする場合には、最初の上場時点で1回に限り企画財政部長官に申告しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

②第1項の申告を行った者は市場間の有価証券の移動または証券発行数量全体に変動が発生した場合、毎月ごとに翌月末までに財政経済部長官に報告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.1.2.17 新設>

第2款 非居住者の国内での証券発行手続き

第7-24条(申告および発行資金の使用)

①証券を発行しようとする非居住者は別紙第7-5号の書式の証券発行申告書に発行資金の用途を記載した発行計画書を添付して財政経済部長官に提出しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②株式預託証書を発行しようとする者は、本款で定めるところにより発行される株式預託証書の新株引受権行使に伴う証券払込代金および配当金支払いなど株式預託証書の権利行使および義務履行に関連する資金の預託および処分のために預託決済院に預託決済院名義のウォン貨証券専用外貨勘定（発行者の名義も付記する）を指定取引外国為替銀行に開設するよう要請しなければならず、要請を受けた預託決済院は指定取引外国為替銀行に預託決済院名義のウォン貨証券専用外貨勘定を開設しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

③非居住者が第1項の規定によって国内で証券を発行した場合、ウォン貨証券である場合には非居住者自由ウォン勘定を、外貨証券である場合には対外勘定を開設して証券払込代金を預託しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-25条（証券発行専用非居住者ウォン貨勘定）<削除><財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

第7-26条（証券発行専用対外勘定）<削除><財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

第7-27条（報告）

①証券発行申告をした者が払込を完了した場合には、遅滞なく別紙第7-10号書式の証券発行報告書に次の各号の書類を添付して企画財政部長官に提出しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

1. 発行条件および費用明細書
2. 引受機関別引受内訳

②預託決済院は、預託決済院名義のウォン貨証券専用外貨勘定の支払いおよび領収状況を毎月外貨勘定が開設された指定取引外国為替銀行の長に通知しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

③指定取引外国為替銀行の長は預託決済院名義のウォン貨証券専用外貨勘定の預託および処分状況を毎月韓国銀行総裁に報告しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

④韓国銀行総裁は第3項の預託および処分状況をまとめて毎月企画財政部長官に報告しなければならない。

第7-28条（海外販売債券の売買など）

①発行債券の一部を海外で販売しようとする者は、海外における海外販売債券の売買（外貨決済に限る）のために国際的に認められる決済機構または預託機関に海外販売債券を預託することができる。

②第1項で定めるところにより預託しようとする者は、第7-23条で定める発行申告時に企画財政部長官に申告しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

第3款 外国におけるウォン貨証券の発行手続き

第7-29条（居住者のウォン貨証券の発行）

①居住者が外国でウォン貨証券を発行しようとする場合には、別紙第7-5号書式の証券発行申告書に発行資金の用途を記載した発行計画書を添付して企画財政部長官に提出しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②ウォン貨証券発行を申告した者が払込を完了した場合には、遅滞なく別紙第7-10号書式の証券発行報告書を企画財政部長官に提出しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-30条(非居住者によるウォン貨証券の発行)

①非居住者が外国でウォン貨証券(ウォン貨連繫外貨証券を含み、以下本条において同じ)を発行しようとする場合には、別紙第7-5号書式の証券発行申告書に発行資金の用途を記載した発行計画書を添付して企画財政部長官に提出しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②ウォン貨証券発行申告をした者が払込を完了した場合には、遅滞なく別紙第7-10号書式の証券発行報告書を企画財政部長官に提出しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第6節 証券の取得

第1款 通則

第7-31条(居住者の証券取得)

①居住者が非居住者から証券を取得しようとする場合であって、次の各号の1に該当する場合には、申告を要しない。ただし、外国法人の経営に参加するために当該法人の株式または出資持分を取得しようとする場合には、第9章の規定による。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

1. 居住者が第2款の規定に定めるところにより外貨証券に投資する場合
2. 居住者が非居住者から相続・遺贈・贈与により証券を取得する場合
3. 居住者がこの章第5節の規定で定めるところにより、発行した証券の満期前償還および買入消却などのために証券を取得する場合。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 ただし書き削除>
4. 居住者が認められた取引により取得した株式または持分の代わりに合併後存続・新設された法人の株式または持分を非居住者から取得する場合<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 改正>
5. 居住者が外国の法令による義務を履行するために非居住者から外貨証券を取得する場合
6. 居住者が国民である非居住者から国内でウォン貨証券を内国通貨により取得する場合
7. 居住者が認められた取引に伴う貸付金の代物弁済、担保権の行使に関連して非居住者から外貨証券を取得する場合
8. 居住者が第5節の規定により非居住者が国内または国外で発行した満期1年以上であるウォン貨証券を取得し、または非居住者が発行した海外販売債券を資本市場及び金融投資業に関する法律および施行令が定めるところにより非居住者に売却する目的で国内引受会社が取得する場合。ただし、居住者が原株を取得する場合には第2款の規定を準用する。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
9. 国内企業が事業活動に関して外国企業との取引関係の維持または円滑化のために5万ドル以下の当該外国企業の株式または持分を取得する場合
10. 外国人投資促進法による外国人投資企業(国内子会社を含む)、第9章第3節による外国企業国内支社、外国銀行国内支店または事務所に勤める者が本社(本社の持株会社または傍系会社を含む)の株式または持分を取得する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
11. 居住者が国内有価証券市場に上場または登録された外貨証券を非居住者から取得し、もしくは居住者の認められた取引を通じて付与された権利を居住者が行使することにより株式または持分を取得する場合<企画財政部告示第2021-11号、2021.6.18. 改正>
12. 第7-32条第1項第1号、第2号および第11号、第7-32条第2項および第3項の規定により、証券を取得

した非居住者から同証券を取得する場合<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

②第1項の規定に該当する場合を除き居住者が非居住者から証券を取得しようとする場合には、韓国銀行総裁に申告しなければならない。韓国銀行総裁は必要な場合、同申告内容を国税庁長が閲覧できるようにしなければならない。ただし、居住者が保有証券を代価として非居住者から証券を取得しようとする場合には、交換対象証券の価格の適正性を立証しなければならない。<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16 改正>

③韓国銀行総裁は年度別の証券取得現況などを翌年度の第2月の末日までに企画財政部長官に報告しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>

第7-32条(非居住者の証券取得)

①非居住者が居住者から証券を取得しようとする場合であって、次の各号の1に該当する場合には、申告を要しない。

1. 第3款の規定によりウォン貨証券を取得する場合。ただし、認められた証券貸借取引のために外国金融機関に開設した口座に外貨担保を預置および処分する場合には、第3款による取引とみなす。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 ただし書き新設><企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 改正>
2. 外国人投資促進法の規定により認められた外国人投資のために非居住者が居住者から証券を取得する場合
3. 非居住者が居住者から相続・遺贈により証券を取得する場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
4. 非居住者が国内法令に定める義務の履行のために国公債を買い入れる場合
5. 第7-31条第1項第10号の規定により居住者が取得した本社の株式(持分含む)を非居住者が当該居住者から買い入れる場合
6. 非居住者が第2-5条、第2-10条および第7-22条の規定により、居住者が外国で発行した外貨証券を取得し、もしくは非居住者の認められた取引を通じて付与された権利を非居住者が行使することにより株式または持分を取得する場合<企画財政部告示第2021-11号、2021.6.18. 改正>
7. 国民である非居住者が居住者から国内でウォン貨証券を取得する場合
8. 本章第5節第2款の規定で定めるところにより国内でウォン貨証券およびウォン貨連繫外貨証券を発行した非居住者が当初許可を受け、もしくは申告されたところにより満期前償還などのために証券を取得する場合、非居住者が本章第5節第2款の規定で定めるところにより非居住者が発行した株式預託証書を資本市場及び金融投資業に関する法律および施行令が定めるところにより居住者から取得し、もしくは非居住者が株式預託証書の原株を居住者から取得する場合または本章第5節第2款の規定で定めるところにより発行される海外販売債券を資本市場及び金融投資業に関する法律および施行令が定めるところにより引受けた国内引受会社から取得する場合。ただし、非居住者が本章第5節第2款の規定で定めるところにより非居住者が発行した株式預託証書を居住者から取得する場合には、第7-37条の規定を準用する。また、本章第5節第2款の規定で定めるところにより株式預託証書を発行した非居住者が当該株式預託証書を取得する場合には、第7-24条の規定を準用する。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
9. 非居住者が認められた取引に伴う貸付金の代物弁済、担保権の行使および債権の出資転換(金融産業の構造改善に関する法律、企業構造調整促進法、債務者の再生及び破産に関する法律による出資転換をいう)に関して居住者から証券を取得する場合<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>

10. 非居住者が国内有価証券市場に上場もしくは登録された外貨証券または国内の外国為替銀行が発行した外貨譲渡性預金証書を取得する場合。ただし、手続きなどは第3款の規定を準用する。<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19改正>

11. 第7-31条第1項第1号および第12号、第7-31条第2項の規定により証券を取得した居住者から同証券を取得する場合<企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2改正>

②第1項第1号に該当する場合を除いて非居住者が居住者から国内法人の非上場・非登録内国通貨表示株式または持分を外国人投資促進法で定めた出資目的物により取得する場合であって、外国人投資促進法で定めた外国人投資に該当しない場合には、外国為替銀行の長に申告しなければならない。<財政経済部告示第2002-12号、2002.7.2新設>

③第1項および第2項の規定に該当する場合を除いて非居住者が居住者から証券を取得しようとする場合には、韓国銀行総裁に申告しなければならない。<財政経済部告示第2002-12号、2002.7.2改正>

第2款 居住者の外貨証券投資手続き

第7-33条(投資対象など)

①居住者が本款の規定により投資することができる外貨証券には制限を定めない。<財政経済部告示第2006-26号、2006.8.3改正>

②機関投資者が外貨証券を売買しようとする場合には申告を要しない。ただし、第7-35条による報告義務を遵守しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>

③第2項本文の規定にかかわらず、機関投資家が信用派生結合証券を売買しようとする場合には、韓国銀行総裁に申告しなければならない。ただし、外国為替業務取扱機関が外国為替業務として行う取引は第2章で定めた手続きに従う。<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30新設>

④機関投資家以外の一般投資家が外貨証券を売買しようとする場合には、投資仲介業者を通じて外貨証券の売買を委託しなければならない。ただし、資本市場及び金融投資業に関する法律が定めるところによって外国集合投資証券を売買しようとする場合には、投資売買業者または投資仲介業者を相手に外国集合投資証券を売買することができる。<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30改正>

⑤第4項にかかわらず、海外で取得した外貨証券を海外で売り渡そうとする場合において、次の各号の要件をいずれも満たす場合には、投資仲介業者を介さずに売買取引をすることができる。<企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26新設>

1. 投資売買業者を相手とし、または投資仲介業者を介して取得した外貨証券でないこと。
2. 外貨証券を認定された取引によって取得していること。

第7-34条(外貨証券投資専用外貨勘定)

①一般投資家から外貨証券の売買を委託された投資仲介業者は外国為替銀行に開設された一般投資家名義(投資仲介業者の名義を付記すること)または投資仲介業者名義の外貨証券投資専用外貨勘定を通じて投資関連資金を送金し、または回収しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>

②居住者が本款の規定により外貨証券を売買しようとする場合、投資売買業者または投資仲介業者は、証券金融会社名義の外貨証券投資専用勘定に投資者預託金(資本市場及び金融投資に関する法律第74条第1項に基づく投資者預託金をいう)を預け入れなければならない。<企画財政部告示第2021-11号、2021.6.18.改正>

第7-35条(報告など)

- ①機関投資家は、外貨証券投資資金の源泉により区分して毎月の外貨証券の引受、売買、保有、貸付および外貨預金の保有、運営実績と投資資金の対外支払いおよび国内回収実績(国民年金法第102条第6項により国民年金基金の管理・運用に関する業務の委託を受けた法人の場合には6カ月前の取引実績に限る)を翌月の10日までに韓国銀行総裁に報告しなければならない。**<企画財政部告示第2021-11号、2021.6.18. 改正>**
<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>
- ②投資仲介業者および外国集合投資証券を売買する投資売買業者は、第7-33条による一般投資家の毎四半期別の外貨証券の投資現況、売買実績など(以下「外貨証券投資現況」という)を翌四半期の最初の月の10日までに韓国銀行総裁および金融監督院長に報告しなければならない。**<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>**
- ③韓国銀行総裁は、第1項の規定により報告を受けた外貨証券投資現況をまとめて企画財政部長官に通知しなければならない。

第3款 外国人投資者の国内ウォン貨証券投資手続き

第7-36条(適用範囲)

- ①非居住者(国民である場合には海外永住権を有する者に限る)または証券投資資金の対外送金の保証を受けようとする外国人居住者(以下「外国人投資者」という。ただし、外国人投資者が金融投資業規程第6-7条に基づく「外国人統合口座」により投資する場合、当該統合口座を開設した外国金融投資業者を本規定による外国人投資者とみなす)が次の各号の国内ウォン貨証券を取得し、またはその取得証券を国内で売却もしくは第7-45条第16号および第7-48条第1項第6号の証券貸借取引(以下本款においては「認められた証券貸借取引」という)もしくは金融投資業規程第5-1条第6号の買戻条件付売買(以下本款においては「買戻条件付売買」という)をするのに関しては本款に定めるところによる。**<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16 改正>**
<企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 改正>

1. 証券**<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>**
2. 企業手形
3. 商業手形
4. 貿易手形
5. 謙渡性預金証書
6. 表示手形
7. 総合金融会社発行手形

- ②外国人投資者が第1項の規定により取得した証券に付与された権利行使および相続・遺贈に伴う承継取得により国内ウォン貨証券を取得し、またはその取得証券を国内で売却する場合にも同様である。

第7-37条(投資専用勘定など)

- ①外国人投資者は、国内ウォン貨証券に投資(証券売却代金の外国への送金を含む)し、もしくは認められた証券貸借取引および買戻条件付売買と関連した資金の支払いなどのため、外国為替銀行に本人名義の投資専用対外勘定および投資専用非居住者ウォン貨勘定(以下「投資専用勘定」という)を通じて関連資金を預置・処分することができる。ただし、国際預託決済機構が外国人投資者の委託を受けて国債または韓国銀行

法第69条による通貨安定証券を売買する場合には、当該国際預託決済機構名義の投資専用勘定を開設して関連資金を預置および処分することができる。<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>

②外国人投資者が第1項の投資専用対外勘定に預けておける外貨資金は次の各号の1に限る。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 外国人投資者が外国から送金または携帯搬入した外貨資金
2. 本人名義の他の投資専用対外勘定・対外勘定・非居住者外貨信託勘定・外国金融機関の外国為替業務に関する指針第3-3条に基づく業務用外貨口座および投資仲介業者・投資売買業者(以下「投資仲介業者など」という)の投資専用外貨勘定、韓国取引所・預託決済院・証券金融会社・清算会社の投資専用外貨勘定から振り込まれた外貨資金<企画財政部告示第2023-50号、2024.1.2 改正>
3. 第7-36条の規定により取得した証券の売却代金・配当金・利息および認められた証券貸借取引・買戻条件付売買と関連した資金などを対価に買い入れた外貨資金。ただし、第2-3条の規定にかかわらず、外国為替銀行は外貨を売却した翌日から3営業日以内に関連の取引内訳を確認することができる。<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19 改正>
4. 本人名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定・非居住者自由ウォン貨勘定・非居住者ウォン貨信託勘定に預置資金を対価に買い入れた外貨資金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

③外国人投資者が第1項の投資専用対外勘定を処分することができる場合は、次の各号の1に限る。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 内国支払手段を対価にした売却。ただし、第1項のウォン貨勘定に預け入れ、または第7-36条の規定による証券の取得および認められた証券貸借取引・買戻条件付売買のために外国為替銀行・投資仲介業者など・預託決済院・証券金融会社・総合金融会社・相互貯蓄銀行または通信官署のウォン貨勘定に振り込む場合に限る。<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19 改正>
2. 外国への送金
3. 本人名義の他の投資専用対外勘定・対外勘定・非居住者外貨信託勘定・外国金融機関の外国為替業務に関する指針第3-3条に基づく業務用外貨口座および投資仲介業者などの投資専用外貨勘定、韓国取引所・預託決済院・証券金融会社・清算会社の投資専用外貨勘定への振込<企画財政部告示第2023-50号、2024.1.2 改正>
4. 対外支払手段への引き出しままたは他の対外支払手段の買入

④外国人投資者が投資専用非居住者ウォン貨勘定に預けておける資金は次の各号の1に限る。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 第7-36条の規定による証券の売却代金・配当金・利息および認められた証券貸借取引・買戻条件付売買と関連した資金など。ただし、外国為替銀行・投資仲介業者など・預託決済院・証券金融会社・総合金融会社・相互貯蓄銀行または通信官署のウォン貨勘定から振り込む方法による。<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19 改正>
2. 本人名義の他の投資専用非居住者ウォン貨勘定・非居住者自由ウォン貨勘定・非居住者ウォン貨信託勘定・外国金融機関の外国為替業務に関する指針第3-3条に基づく業務用ウォン貨口座から振り替えられた資金<財政経済部告示第2023-50号、2024.1.2 改正>
3. 証券売買に係る委託証拠金
4. 本人名義の投資専用対外勘定に預けられた外貨資金を国内支払手段を代価に売却した資金<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

5. 第1項のただし書きで定めるところにより、外国人投資者が国債または韓国銀行法第69条による通貨安定証券の売買を国際預託決済機構に委託して投資する場合であって、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定から振り替えられた資金。ただし、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定内に預託された当該外国人投資者の資金に限る。<企画財政部告示第2010-10号、2010.5.19新設><企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 改正>
 6. 国内に本店を置く外国為替銀行の海外支店、現地法人または外国金融機関に預託された本人名義の外貨資金を内国支払手段を対価に売却した資金(ただし、外国からウォン貨資金が支払依頼される場合には、同一日、同一人を基準とし2万ドル相当額以下に限る)<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 新設>
 7. 外国人投資者が本人名義の口座に外国金融機関の外国為替業務に関する指針第1-2条第2号に基づく海外外国為替業務取扱機関からウォン貨資金を受領するために外貨資金を売却する場合<企画財政部告示第2023-50号、2024.1.2 新設>
 8. 第2-6条第3項第2号に基づき、証券売買資金の決済と直接関連する場合において、2営業日以内に決済資金のために借り入れた資金<企画財政部告示第2023-50号、2024.1.2 新設><企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>
 9. 第2-6条第3項第2号ただし書に基づき当該外国人投資者と証券の保管・管理業務に関する契約を結んだ外国金融機関名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定からの振替<企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>
 10. 第7-9条第5項第18号に基づき、外国人投資者が住所または居所を置く相手国の現地通貨直取引銀行名義の非居住者自由ウォン貨勘定から振り込まれた資金<企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>
- ⑤投資専用非居住者ウォン貨勘定を処分することのできる場合は、次の各号の1に限る。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
1. 第2項の本人名義の投資専用対外勘定への振替<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
 2. 第7-36条の規定による証券取得関連の資金または認められた証券貸借取引・買戻条件付売買と関連した資金の支払いのための外国為替銀行・投資仲介業者など・預託決済院・証券金融会社・総合金融会社・相互貯蓄銀行または通信官署のウォン貨勘定への振替<企画財政部告示第2013-21号 2013.12.19 改正>
 3. 本人名義の他の投資専用非居住者ウォン貨勘定・非居住者自由ウォン貨勘定・非居住者ウォン貨信託勘定・外国金融機関の外国為替業務に関する指針第3-3条に定める業務用ウォン貨口座への振替<企画財政部告示第2023-50号、2024.1.2 改正>
 4. 外国人投資者が国内で滞在するのに伴う生活費、日用品または役務の購入などのための内国支払手段としての引き出し
 5. 外国為替銀行からの第7-36条第1項第3号ないし第6号に該当する証券の買入<財政経済部告示第2012-5号、2012.4.16 改正>
 6. 第1項のただし書きで定めるところにより、外国人投資者が国債または韓国銀行法第69条による通貨安定証券の売買を国際預託決済機構に委託しようとする場合、国際預託決済機構名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定への振替<企画財政部告示第2010-10号、2010.5.19 新設><企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 改正>

7. 国内に本店を置く外国為替銀行の海外支店・現地法人または外国金融機関に本人名義で外貨資金を預けるために内国支払手段を対価に売却した資金<企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 新設>
 8. 外国人投資者が本人名義の口座で外国金融機関の外国為替業務に関する指針第1-2条第2号に基づく海外外国為替業務取扱機関から外貨資金を受領するためにウォン貨資金を売却する場合<企画財政部告示第2023-50号、2024.1.2 新設>
 9. 第2-6条第3項第2号に基づき、証券売買資金の決済と直接関連する場合において、2営業日以内に決済資金のために借り入れた資金を償還する場合<企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>
 10. 第2-6条第3項第2号ただし書に基づき、当該外国人投資者と証券の保管・管理業務に関する契約を結んだ外国金融機関名義の投資専用非居住者ウォン貨勘定への送金<企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>
 11. 第1-2条第47号の現地通貨直取引(LCT)体制により許可された取引によって取得した資金を、相手国の現在通貨直取引銀行名義の非居住者自由ウォン貨勘定に送金する場合<企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>
- ⑥第5項第4号の内国支払手段として引き出す場合であって、同一日、同一人基準で米貨1万ドル相当額を超過する内国支払手段を引き出す場合には、金融監督院長に通知しなければならない。<財政経済部告示第2006-26号、2006.8.3改正>
- ⑦外国保管機関は配当金領収など保管証券の権利行使(売買取引は除く)のために外国為替銀行に保管機関名義の対外勘定および非居住者ウォン貨勘定を開設することができる。ただし、外国保管機関の対外勘定およびウォン貨勘定の預託および処分は外国人投資者の投資専用対外勘定および投資専用非居住者ウォン貨勘定間で相互に振り替える方法により、または外国預託機関が外国人投資者に権利を配分するために外国に開設した外国預託機関の口座に振り替える方法による。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>

第7-38条(投資仲介業者などの投資専用外貨勘定)

- ①第7-37条の規定にかかわらず、投資仲介業者などは、第7-36条の規定による外国人投資者の国内ウォン貨証券の取得および売却または認められた証券貸借取引もしくは買戻条件付売買のために外国為替銀行に投資仲介業者などの名義で投資専用為替勘定を開設することができる。<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16改正>
- ②第1項の規定による投資専用外貨勘定の預託および処分は第7-37条第2項および第3項を各々準用する。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>

第7-39条(報告など)

- ①外国為替銀行の長は、第7-37条の投資専用勘定現況を証券の種類別に分離し、翌営業日までに韓国銀行総裁に提出しなければならない。証券種類の区分および細部の報告内訳などは韓国銀行の総裁が定めるところに従う。<企画財政部告示第2012-16号、2012.12.5改正>
- ②投資売買業者・投資仲介業者は、証券投資現況(第7-38条の投資専用勘定を含む)、売買実績などを投資家別・証券種類別に分類し、翌営業日までに韓国銀行総裁に提出しなければならず、韓国銀行総裁は、提出された資料のうち統計型資料を翌四半期の最初の月の10日までに金融監督院長に通知しなければならない。証券種類の区分および細部の報告内訳などは、韓国銀行総裁が定めるところに従う。<企画財政部告示第2012-16号、2012.12.5改正>

③韓国銀行総裁は、第1項ないし第2項の規定により報告を受けた投資専用勘定現況および証券種類別売買現況をまとめて企画財政部長官に報告しなければならない。<企画財政部告示第2012-16号、2012.12.5 改正>

④第7-37条第1項のただし書き規定により投資専用勘定を開設した国際預託決済機構は毎月別に投資を委託した外国人投資者別の取引および保有内訳を翌月10日までに韓国銀行総裁に報告しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

第7節 デリバティブ取引

第7-40条(取引手続き)

①居住者間または居住者と非居住者間のデリバティブ取引として、第2章で定める規定により外国為替業務取扱機関が外国為替業務として行う取引は申告を要しない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

②取引者間または居住者と非居住者間のデリバティブ取引として第1項に該当しない取引または第1項に該当する取引のうち、次の各号の1に該当する場合には、居住者が韓国銀行総裁に申告しなければならない。韓国銀行総裁は、必要な場合、同申告内容を国税庁長が閲覧できるようにしなければならない。ただし、第1号ないし第3号に該当する取引をしようとする場合には、韓国銀行総裁が認める取引妥当性認証書類を提出しなければならない。<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16 改正>

1. 額面金額の100分の20以上をオプションプレミアムなど前払手数料として支払う取引をする場合
2. 既に締結されたデリバティブ取引を変更・取消および終了する場合に、既に締結されたデリバティブ取引から発生した損失を新たなデリバティブ取引の価格に反映する取引をしようとする場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
3. デリバティブ取引を資金流入出・居住者の非居住者へのウォン貨での貸付・居住者の非居住者からの資金調達などの取引において本法・令および規程で定めた申告などの手続きを回避するために行う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
4. 韓国銀行総裁に申告しなければならない旨規定されている場合<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16 新設>

第7-41条(決済手続きなど)

韓国取引所は、毎月デリバティブ取引実績を韓国銀行総裁に報告しなければならず、韓国銀行総裁は、デリバティブ取引の申告内容および報告内容をまとめて企画財政部長官に報告しなければならない。<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

第7-42条(投資専用外貨勘定など)

①非居住者または投資資金の対外送金の保証を受けようとする外国人居住者が市場デリバティブに投資し、または店頭デリバティブを清算会社を通じて清算しようとする場合には、外国為替銀行に投資者名義の第7-37条第1項の投資専用対外勘定と投資専用非居住者ウォン貨勘定を開設して投資関連資金または清算関連資金を送金し、または回収しなければならない。この場合、勘定の預託・処分は第7-37条を準用する。<企画財政部告示第2016-6号、2016.3.22 改正>

②投資仲介業者または韓国取引所・証券金融会社または清算会社は、非居住者または投資資金の対外送金の保証を受けようとする外国人居住者の第1項による市場デリバティブの投資または店頭デリバティブの清算

のために投資仲介業者名義の投資専用外貨勘定または韓国取引所・証券金融会社・清算会社名義の投資専用外貨勘定を開設することができる。この場合、投資専用外貨勘定の預託・処分は第7-38条を準用する。<企画財政部告示第2016-6号、2016.3.22 改正>

③投資仲介業者は、非居住者の市場デリバティブの投資および店頭デリバティブの清算のための勘定を管理するにあたり投資者の決済資金がこの規定により認められた取引によるものかを確認しなければならない。<企画財政部告示第2016-6号、2016.3.22 改正>

④第2項に関連する投資仲介業者・韓国取引所・証券金融会社・清算会社名義の投資専用外貨勘定の現況、市場デリバティブの投資現況、店頭デリバティブの清算現況および売買実績などの報告などは、第7-39条を準用する。<企画財政部告示第2016-6号、2016.3.22 改正>

第7-45条(申告の例外取引)

①居住者と非居住者との間の次の各号の1に該当する取引または行為をしようとする者は、許可および申告を要しない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 韓国銀行、外国為替業務取扱機関などが外国為替業務を営むことにより、非居住者に担保を供する場合<企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 改正>
2. クレジットカードによるキャッシング取引
3. 居住者が物品の輸出に関して外国にある金融機関が発行した信用状を、その信用状の条件に従って非居住者に譲渡する場合
4. 所有権移転の場合を除き、国内の外航運送業者と非居住者との間の船舶または航空機(航空機エンジンおよび外国為替取引業務取扱指針で定める関連の主要部品を含み、以下本款において同じ)について、賃貸借期間が1年未満の条件により外貨建て賃貸借契約を締結する場合<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1 改正>
5. 居住者が第9章第4節の規定により届出が受理され取得した外国にある不動産を非居住者に取得届出受理時に認められた範囲内において外国通貨建てで賃貸する場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
6. 居住者が非居住者から不動産以外の物品を無償で賃借する場合
7. 非居住者が本規程により外国への元利金の送金が認められる預金・信託・証券などを金融機関の自己与信に係る担保として供し、または第三者のために担保として供する場合
8. 非居住者が国内における法的手続きのために必要な預託金を払い込み、または預託金に代えて内国法人が発行した外貨証券を提供する場合
9. 保険に関する法令の規定により認められるところにより、国内の居住者が非居住者と外国通貨建て保険契約を締結し、または外国にある保険事業者と再保険契約を締結する場合
10. 海外建設および役務事業者が、海外建設および役務事業と関連して現地で非居住者から装置を賃借する契約を締結する場合
11. 居住者と国民である非居住者との間で国内において内国通貨建てで支払われる第7-44条第1項第1号および第2号の取引または行為をする場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
12. 居住者が非居住者からの相続・遺贈・贈与による債権の発生などの当事者となる場合
13. 国際有価証券決済機構に加入した居住者が第7-13条第6号の日中貸付に関して担保を供する場合
14. 機関投資家が認められた取引により保有する外貨証券を外国証券貸借仲介業者(Securities Lendi

ng Agent)を介して貸し付ける場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

14-1.直前四半期末基準で自己資本1兆ウォン以上の投資売買業者または投資仲介業者が外貨証券を借り入れ・貸与する場合<企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 改正>

15. 第7-46条第1項第1号の規定に該当する場合であって、貸借契約満了の前に輸出自由地域内において当該輸出自由地域管理所長の許可を得て廃棄処分する場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

16. 居住者と非居住者が預託決済院、証券金融会社または証券貸借取引の仲介業務を営む投資売買業者または投資仲介業者を介してウォン貨証券およびウォン貨連繫外貨証券を借り入れ・貸与し、またはこれに関連してウォン貨証券、外貨証券または現金(外国通貨を含む)を担保に供する場合<企画財政部告示第2016-6号、2016.3.22 ただし書削除>

17. 居住者の現地法人が居住者の保証・担保の提供を伴う現地金融を償還するために第5節の規定に定めるところにより、国内においてウォン貨証券を発行する場合であって、現地法人のために当該居住者(系列会社を含む)が保証および担保を供する場合

18. 居住者が非居住者から国内不動産を賃借する場合。ただし、内国通貨で支払う場合に限る。<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19 改正>

19. 外国為替同時決済システムによる決済と関連して、居住者会員銀行がCLS銀行と決済関連の約定(損失負担約定を含む)を締結し、同約定により資金を支払う、または受け取る場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正><企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 新設>

20. 外国為替同時決済システムによる決済と関連して、外国為替業務取扱機関が非居住者と決済関連の約定(損失負担に関する合意を含む)を締結し、同約定により資金を支払う、または受け取る場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正><企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 新設>

21. 宗教団体が海外に宣教資金を支払う場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

22. 非営利法人が海外における救援活動に必要な資金を支払う場合。ただし、当該法人の設立の趣旨に合致しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

23. 非居住者が居住者から相続・遺贈を受ける場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

24. 居住者が、国際機関、国際団体または外国政府に対し、義捐金、寄付金を支払う場合<企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2 新設><企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 改正>

②第1項第16号にかかわらず、非居住者は、借入残額が300億ウォンを超えた場合、最初に超えた日から3営業日以内に韓国銀行総裁にこれを報告しなければならず、借入残額が300億ウォンを超える場合におけるその借入変動内訳は毎月ごとに翌月10日までに韓国銀行総裁に報告しなければならない。<企画財政部告示第2016-6号、2016.3.22 改正>

③第1項第14-1号にかかわらず、直前四半期末基準で自己資本1兆ウォン以上の投資売買業者または投資仲介業者は、外貨証券の借り入れ・貸付の内訳(第1項第4号による貸付の内訳を含む)を毎月ごとに翌日10日までに韓国銀行総裁および金融監督院長に報告しなければならない。<企画財政部告示第2015-7号、2015.3.31 新設>

第3款 非居住者と他の非居住者との間の内国通貨建て資本取引

第7-48条(申告など)

①非居住者が他の非居住者と次の各号の1に該当する取引または行為をしようとする場合には、申告を要しない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 外国為替銀行海外支店、外国為替銀行現地法人が、非居住者と内国通貨建て取引(非居住者との内国通貨、ウォン貨建て旅行者小切手およびウォン貨建て自己宛小切手の売買に限る)をする場合<企画財政部告示第2017-19号、2017.6.29 改正>
2. 国民である非居住者間において国内通貨建て取引(資本取引を含む)をする場合
3. 非居住者が、大韓民国内に滞在することに伴う生活費、日用品または役務の購入などと関連して他の非居住者と内国通貨建て取引をし、または非居住者が大韓民国内において許容される事業の営みと関連して他の非居住者と内国通貨建て取引をする場合
4. 非居住者が他の非居住者から認められた取引により取得したウォン貨証券を取得する場合
5. 非居住者が外国にある金融機関と内国通貨建て預金取引をする場合
6. 非居住者間で預託決済院、証券金融会社または資本市場及び金融投資業に関する法律施行令が認める証券貸借取引の仲介業務を営む投資売買業者もしくは投資仲介業者を介してウォン貨証券を借り入れ・貸し付け、またはこれに関連してウォン貨証券もしくは現金(外国通貨を含む)を担保に供する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
7. 外国人投資者が外国人投資促進法または第7章第6節第3款の定めるところにより取得した証券を非居住者に担保として供する場合
8. 外国金融機関および外国為替取引業者が非居住者と内国通貨、ウォン貨建て旅行者小切手およびウォン貨建て自己宛小切手の売買をする場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
9. 非居住者間の相続・遺贈に伴う内国通貨建てである、または支払いを受けることができる債権の発生などに関する取引<財政経済部告示第2001-19号、2001.11.6 新設>
10. 非居住者間の海外で行う内国通貨建てデリバティブ取引であって、決済の差額を外貨で支払う場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
11. 外国為替同時決済システムによる決済と関連して、非居住者と他の非居住者との間でウォン貨が介在した次の各項目の1に該当する取引をする場合
 - ア. CLS銀行と外国為替同時決済システムの非居住者会員銀行との間または非居住者会員銀行と他の非居住者との間の決済関連の約定
 - イ. 外国為替同時決済システムの非居住者会員銀行が、CLS銀行から、CLS銀行が定めた一定限度のウォン貨支払いポジション(Short Position)を受け、または顧客である非居住者が、非居住者会員銀行から、日中(Intra-day)もしくは翌日超え(Over-night)ウォン貨信用供与を受ける取引
 - ウ. 外国為替同時決済システムの非居住者会員銀行間における決済流動性削減を目的とするIn/Out Swapまたはこれに類する取引<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>
 - エ. 流動性供給約定によるCLS銀行と非居住者(Liquidity Provider)との間の現物為替、先物為替またはスワップ取引
 - オ. 外国為替同時決済システムの非居住者がCLS銀行または会員銀行から当初約定した通貨とは異なる通貨で受け取る取引<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
 - カ. CLS銀行と外国為替同時決済システムの非居住者会員銀行との間における損失負担約定の締結
 - キ. 外国為替同時決済システムの非居住者会員銀行と顧客である非居住者との損失負担に関する合意<財政経済部告示第2005-13号、2005.7.1. 新設>
12. 非居住者が外国への元利金の送金が自由なウォン貨預金およびウォン貨信託を他の非居住者に担保として供する場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 新設>

13. 韓国銀行と外国中央銀行間の通貨スワップ資金を活用して非居住者間で内国通貨建て金銭貸借契約をする場合<企画財政部告示第2012-16号、2012.12.5 新設>
 14. 清算銀行と清算銀行が指定された国の外国為替市場における清算銀行に内国通貨口座を有する外国金融機関(ただし、令第14条第1号に準ずる金融機関に限る)との間の現地通貨と内国通貨との間の売買およびデリバティブ取引ならびに内国通貨建て貸借取引<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8 新設>
 15. 清算銀行が指定された国の外国為替市場における清算銀行に内国通貨口座を有する外国金融機関(ただし、令第14条第1号に該当する金融機関に限る)と、非居住者であって、当該国に住所または居所を有する者との間の貿易関連の現地通貨と内国通貨との間のデリバティブ取引または内国通貨建て貸借取引(貿易金融)をする場合(ただし、確認された貿易取引代金の範囲内に限る)<企画財政部告示第2016-16号、2016.6.8 新設>
 16. 外国人投資者と証券の保管・管理契約を結んだ外国金融機関と当該外国人投資者との間の第2-6条第3項第2号ただし書に基づく証券売買資金の決済と直接関連する借入金の振替<企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>
 17. 第7-37条第1項ただし書に基づき同一の国際預託決済機構に投資を委託した非居住者間において当該国際預託決済機構を介して国債または通貨安定証券の売買、買戻条件付売買、担保提供取引などをする場合<企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>
 18. 相手国の現地通貨直取引銀行間におけるウォン貨建て貸借取引、ウォン貨と相手国通貨との間の売買および外国為替デリバティブ取引<企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>
 19. 相手国の現地通貨直取引銀行が、相手国内に住所または居所を置く非居住者と物品または役務取引決済と関連するウォン貨建て貸借取引、ウォン貨と相手国通貨との間の売買および外国為替デリバティブ取引をする場合<企画財政部告示第2024-27号、2024.6.28 新設>
- ②非居住者が他の非居住者と第1項の規定に該当する場合を除き、第7-47条に該当する取引または行為をしようとする場合には、韓国銀行総裁に申告をしなければならない。<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24 改正>

第9章 直接投資および不動産の取得

第1節 海外直接投資

第2款 金融機関を除く居住者の海外直接投資 <企画財政部告示2008-11号、2008.7.25 改正>

第9-5条(海外直接投資の申告など)

①居住者(海外移住手続中である、または永住権などを取得する目的で支払おうとする個人または個人事業者を除く)が海外直接投資(増額投資を含む)をしようとする場合、次の各号の1に定める外国為替銀行の長に申告しなければならない。<企画財政部告示第2020-21号、2020.8.4 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>

1. 主債務系列に属する企業体である場合は、当該企業の主債権銀行
2. 居住者が主債務系列に属する企業体でない場合は、与信最多銀行
3. 第1号ないし第2号に該当しない居住者の場合、居住者が指定する銀行

②第1項の規定にかかわらず、居住者が次の各号の1に該当する海外直接投資をしようとする場合には、取引のあつた日から3カ月以内に事後報告をすることができる。<企画財政部告示第2020-21号、2020.8.4 改正>

<企画財政部告示第2021-11号、2021.6.18 改正><企画財政部告示第2021-37号、2021.12.29 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>

1. 居住者が海外直接投資をした居住者から当該株式または持分を譲り受けた海外直接投資をしようとする場合
2. 既に投資した外国法人が、自己利益留保金または資本剰余金により増額投資する場合
3. 累積投資金額が50万ドル以内での投資

③海外直接投資をしようとする者は、別紙第9-1号書式の海外直接投資申告書(報告書)に次の各号の書類を添付して当該または報告機関に提出しなければならない。第2項に基づく事後報告の場合も同様とする。ただし、第4項に基づき提出済みの書類は提出しないことができる。<企画財政部告示2008-11号、2008.7.25 改正><企画財政部告示第2023-26号、2023.7.4 改正>

1. 事業計画書(資金調達および運用計画を含む)<財政経済部告示第2007-13号、2007.2.26 ただし書削除>
2. <削除>
3. <削除>
4. 海外直接投資を行おうとする者が、信用情報の利用及び保護に関する法律による金融取引などの商取引において約定した期日内に債務を弁済しない者であって、総合信用情報集中機関に登録されていないことを立証する書類。ただし、会社整理法または和議法により整理手続が進行している企業体が既存の遊休設備もしくは保有技術を投資し、または関連法令で定める法院もしくは債権管理団の決定による場合には、この限りでない。<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 改正>
5. 租税の滞納がないことを立証する書類<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 新設>
6. その他申告機関の長が必要と認める書類<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 改正>

④第2項第3号の場合は、第4-2条および第4-3条にかかわらず、第3項第4号および第5号の書類を提出し、投資資金を事前に送金することができる。<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24 改正><企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 改正>

⑤居住者が申告をしない、または申告された内容と異なって海外直接投資をした場合には、当該違反の事実を制裁機関の長に報告し、当該投資について申告機関の長に事後申告をすることができる。<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16 改正>

⑥個人投資者が永住権、市民権を取得した場合には、第9-4条および第9-6条ないし第9-9条の規定は適用しない。ただし、永住権を取得した個人投資者がその後国内に滞在して居住者となった場合は、この限りでない。<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19 改正>

第9-6条(海外直接投資事業の清算)

①海外直接投資者が投資事業を清算するときは、分配残余財産を第9-4条の規定に基づき直ちに国内に回収し、清算関連書類を申告機関に報告しなければならない。ただし、海外直接投資者が残余財産を直ちに国内に回収することができると申告機関が認める場合は、分割して回収することができる。<企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 ただし書新設>

②第1項の規定にかかわらず、清算報告後、海外において本規程で認める資本取引を行おうとする場合は、清算資金を国内に回収しないことができる。

第2節 国内企業などの海外支社 <財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

第2款 非金融機関の海外支社

第9-24条(海外支社の閉鎖など)

①海外支社の名称または位置を変更した者は、指定取引外国為替銀行の長にその変更内容を事後報告することができる。<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16 改正><企画財政部告示第2021-37号、2021.12.29 改正>

② 海外支社を閉鎖するときは、残余財産を国内に直ちに回収し、当該海外支社の財産目録、貸借対照表、財産処分明細書、外国為替売却証明書類を指定取引外国為替銀行の長に提出しなければならない。ただし、残余財産を国内に直ちに回収することが不可能であると指定取引外国為替銀行が認める場合には、分割して回収することができ、海外において本規程で認める資本取引をしようとする場合には、国内に回収しないことができる。<企画財政部告示第2024-8号、2024.3.26 ただし書追加>

第4節 居住者の外国不動産の取得 <財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

第9-38条(申告受理要件の審査)

居住者の外国にある不動産またはこれに関する権利の取得に関連し、韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長は、外国不動産の取得の申告がある場合には、次の各号の1の事項に対する審査を行い、受理の如何を決定しなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 外国にある不動産またはこれに関する物件・賃借権その他これに類する権利(以下、本款において「権利」という)を取得しようとする者が以下の各目の1に該当する者であるかどうか
 - ア.信用情報の利用及び保護に関する法律による金融取引など商取引において約定した期日内に債務を返済しなかった者であって、総合信用情報集中機関に登録された者
 - イ.租税滞納者
 - ウ.海外移住の手続中である個人または個人事業者
2. 不動産取得金額が現地金融機関および鑑定機関などが適正と認める水準であるかどうか
3. 不動産取得が海外事業活動および居住の目的など実際の使用目的に適合するかどうか<財政経済部告示第2006-26号、2006.8.3.改正>

第9-39条(申告受理の手続き)

①居住者が外国にある不動産またはこれに関する権利を取得しようとする場合であって、次の各号の1に該当する場合には、申告を要しない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 外国為替業務取扱機関が海外支社の設置および運営に直接必要な不動産の所有権または賃借権を取得する場合(当該海外支店の与信回収のための担保権の実行による取得を含む)<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
2. 居住者が非居住者から相続・遺贈・贈与により不動産に関する権利を取得する場合
3. 政府が外国にいる非居住者から不動産またはこれに関する権利を取得する場合
4. 外国人居住者と法第3条第1項第15号ただし書きの規定に該当する居住者が法または令の適用を受ける取引以外の取引によって外国にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>
5. 外国為替業務取扱い機関が外国為替業務を営むことによって海外所在の不動産を担保として取得する

場合

6. 不動産投資会社法による不動産投資会社、資本市場及び金融投資業に関する法律による金融投資業者が当該法令の定めたところによって外国にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

7. 法律によって設立された基金を管理・運用する法人および国民年金法第102条第5項により国民年金基金の管理・運用に関する業務の委託を受けた法人が当該法令により海外資産運用目的で不動産を売買または賃貸するための場合<企画財政部告示第2009-18号、2009.9.30 改正>

8. 次の各目の1に該当する者が海外資産運用目的で不動産を売買または賃貸するための場合であって、次の各目の1で定める範囲内で外国にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合

ア.銀行、保険会社、総合金融会社:当該機関の関連法令や規定などで定めた範囲内<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4 改正>

イ. <削除><企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16 改正>

9. 海外滞在者および海外留学生が本人の居住の目的で外国にある不動産を賃借する場合<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19 新設>

10. 外国にある不動産を賃借する場合(賃借保証金が1万ドル以下の場合に限る)<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24 新設>

②第1項の規定に該当する場合を除き、居住者が次の各号の1に該当する外国にある不動産またはこれに関する権利を取得しようとする場合には、別紙第9-12号書式の不動産取得申告(受理)書を作成して指定取引外国為替銀行の長に申告して受理を受けなければならない。<企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2 ただし書き削除>

1. 居住者が住居以外の目的で外国にある不動産を取得する場合<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16 改正>

2. 居住者本人または居住者の配偶者が海外に滞在する目的で住居用住宅を取得する場合(居住者の配偶者名義の取得を含む)<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24 改正>

3. 外国にある不動産を賃借する場合(賃借保証金が1万ドルを超過する場合に限る)<企画財政部告示第2018-28号、2018.12.24. 改正>

③第2項の規定にかかわらず、居住者が外国不動産の売買契約を確定する以前に指定取引外国為替銀行の長から仮申告受理を受けた場合には、取得予定金額の100分の10以内で外国不動産の取得代金を支払うことができる。この場合、仮申告受理を受けた日から3ヵ月以内に第2項の規定により申告して受理を受け、または支払った資金を国内に回収しなければならない。<企画財政部告示第2019-12号、2019.5.13 新設>

④第1項および第2項に規定された場合を除き、居住者が外国にある不動産またはこれに関する権利を取得しようとする場合には、別紙第9-12号書式の不動産取得申告(受理)書を作成して韓国銀行総裁に申告し、受理を受けなければならない。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

⑤本節の規定による不動産またはこれに関する権利の取得に関しては、本節で別途規定した場合を除いては第9-4条および第9-6条を準用する。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

⑥第5項にかかわらず、個人投資者が永住権、市民権を取得した場合には、第9-4条、第9-6条および第9-40条の規定は適用しない。ただし、永住権を取得した個人投資者が、以降国内に滞在して居住者になった場合には、この限りでない。

第9-40条(事後管理)

①韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長は、第9-39条第2項および第4項の規定による居住者の外国にある不動産またはこれに関する権利の取得に係る申告受理の内容を毎翌月20日までに国税庁長、関税庁長および金融監督院長に通知しなければならない。<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19改正>

②第9-39条第2項および第4項の規定による申告受理を受けて外国にある不動産またはこれに関する権利を取得した者は、次の各号の報告書を韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長に提出しなければならず、韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長は、第1号および第2号の報告書の提出を受けた日が属する月の翌月末日までに国税庁長、関税庁長および金融監督院長に提出しなければならない。ただし、現地の災難・災害など不可避な事由により不動産またはこれに関する権利を取得した者が報告書を提出することが不可能であると韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長が認める場合には、その事由が解消される時まで次の各号の報告書または書類を提出しないことができ、この場合、韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長は、国税庁長、関税庁長および金融監督院長にその事実を通知しなければならない。<企画財政部告示第2013-21号、2013.12.19改正><企画財政部告示第2021-37号、2021.12.29改正>

1. 海外不動産取得報告書:不動産取得代金の送金後3カ月以内<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16.改正>

2. 海外不動産処分(変更)報告書:不動産処分(変更)後3カ月以内。ただし、3カ月以内に処分代金を受領する場合には受領する時点<企画財政部告示第2012-5号、2012.4.16.ただし書き新設>

3. 隨時報告書:韓国銀行総裁または指定取引外国為替銀行の長が取得不動産の継続保有可否の証明など事後管理に必要と認めて要求する場合<企画財政部告示第2009-2号、2009.2.4改正>

③第2項による報告書または書類は、電子的方法により実名の確認を受けて提出することができる。<企画財政部告示第2021-11号、2021.6.18新設>

第9-41条(海外住宅の売却)<削除><企画財政部告示第2008-6号、2008.6.2改正>

第5節 非居住者の国内不動産の取得<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17改正>

第9-42条(申告手続き)

①非居住者が国内にある不動産またはこれに関する物権・賃借権その他これに類する権利(以下、本款において「権利」という)を取得しようとする場合であって、次の各号の1に該当する場合には、申告を要しない。

1. 海底鉱物資源開発法の規定により認められたところにより非居住者である粗鉱権者が国内にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合

2. 非居住者が本人、親族、従業員の居住用として国内にある不動産を賃借する場合

3. 国民である非居住者が国内にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合

4. 非居住者が国内にいる非居住者から土地以外の不動産またはこれに関する権利を取得する場合

5. 外国人非居住者が相続または遺贈により国内にある不動産またはこれに関する権利を取得する場合<財政経済部告示第2001-19号、2001.11.6新設>

②第1項で定めた場合を除いて非居住者が国内不動産またはこれに関する権利を取得しようとする場合であって、次の各号の1に該当する場合には、別紙第9-12号書式の不動産取得申告(受理)書に当該不動産取引を立証できる書類または担保取得を立証できる書類を添付して外国為替銀行の長に申告しなければならない。

<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 外国から携帯輸入または送金(対外勘定に預けられた資金を含む)された資金で取得する場合
 2. 居住者との認められた取引に伴う担保権を取得する場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
 3. 第1号による資金(外国で直接決済する場合を含む)または第1項および第2項の方法で不動産またはこれに関する権利を取得した非居住者から不動産またはこれに関する権利を取得する場合<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>
- ③第1項および第2項の場合を除いて非居住者が国内にある不動産またはこれに関する権利を取得しようとする場合には、韓国銀行総裁に申告しなければならない。

第9-43条(売却代金の支払いなど)

①非居住者が次の各号の1に該当する方法により取得した国内にある不動産またはこれに関する権利の売却代金を外国に支払おうとする場合には、当該不動産またはこれに関する権利の取得および売却を立証できる書類を外国為替銀行の長に提出しなければならない。ただし、在外同胞の国内財産搬出の場合には第4-7条の規定を適用する。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>

1. 第9-42条第2項第1号による資金で第9-42条第1項第1号ないし第4号の規定により国内にある不動産またはこれに関する権利を取得した場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
 2. 第9-42条第2項の規定により国内にある不動産またはこれに関する権利を取得した場合。ただし、第7-1条第4号の規定により国内不動産またはこれに関する権利を取得した場合を除く。<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
 3. 第9-42条第1項第5号および第9-42条第3項の規定により国内にある不動産またはこれに関する権利を取得した場合<財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>
- ②第1項の本文の場合を除き、非居住者が国内にある不動産またはこれに関する権利の売却代金を外国に支払うために、対外支払手段を買い入れる場合には、第7-21条第3項の規定により別紙第7-4号書式の対外支払手段売買申告書にて韓国銀行総裁に申告しなければならない。<財政経済部告示第2005-25号、2006.1.1 改正>
- ③ <削除><財政経済部告示第2007-62号、2007.12.17 改正>